

1. 日時 平成 23 年 9 月 30 日（金） 13:15～16:00
2. 場所 県庁別館 2 階 職員会館大ホール
3. 議題 (1)草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価実施計画書について
(2)（仮称）創価学会滋賀メモリアルパーク環境影響評価準備書について
4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、樋口委員、定森委員、山崎委員、和田委員、奥村委員
5. 内容

議題(1)：事業者から、前回審査会（平成 23 年 6 月 29 日開催）における各委員からの指摘・質問事項に対する説明があり、当該計画書についての質疑応答を実施した。その後、当該計画書に対する審査会の意見（案）についての審議を行った。

議題(2)：当該準備書に対する審査会の意見（案）についての審議を行った。

【議事概要】

議題(1)について

（事業者）前回の審査会開催から 3 ヶ月ほど経過していますので、簡単に事業計画の概要を含めて、説明します。

現在のクリーンセンターは、昭和 52 年度より稼働を開始し、施設としては、既に 34 年を経過しており、老朽化も進んでいることから、早急な更新整備が必要となっています。そのため、平成 28 年度稼働を目標に、ごみ焼却処理施設等の整備を行うものです。種類としては、ごみ焼却施設とリサイクルセンターを計画しています。

事業予定地の位置図は、計画書の p. 4～7 に記載している通りです。事業予定地は、既存施設に隣接しており、現在は、志津運動公園として利用しています。周辺には、馬場工業団地が位置していません。

事業の規模としては、計画書 p. 8 に記載しています。設置する施設は、処理能力 127 t / 日（63.5 t / 日の炉が 2 炉）のごみ焼却施設、処理能力 25 t / 日のリサイクルセンターです。事業予定地の敷地は、高低差がほとんどない約 1.9ha の敷地となっています。

準備書作成時に確定することになりますが、現段階での施設の基本仕様は、全連続燃焼式ストーカ炉方式です。余熱利用は、廃熱ボイラーおよび発電機による発電を計画しています。煙突の高さは 59 m、排ガス量は 1 炉 1 時間当たり 36,500m³N、排ガス温度は約 180 度です。

リサイクルセンターの処理対象物は、空き缶、びん類、粗大ごみ、破碎ごみ、不燃物です。空き缶類は選別後にプレス処理、びん類は自動選別、粗大ごみ・破碎ごみ・不燃ごみは破碎後に機械選別をする計画です。

既存のごみ焼却施設の処理能力は、150 t / 日ですが、計画施設は、ごみの減量化や資源化の推進を図り、平成 28 年度のごみ量目標値から処理能力を 127 t / 日としました。

具体策としては、この 10 月から新たに古紙類の行政回収を計画しています。昨年度、家庭から排出された普通ごみの袋を検証したところ、平均して 3 割近くの紙類がありました。このため、新聞および折り込み広告、ダンボールおよび雑紙類の分別収集を開始します。事業所分についても、処理料金の値上げや家庭系と同じく紙ごみの分別の徹底等により、減量を図っていく予定です。これらの方

策を実施して、分別の徹底を図ることで、さらなる減量化、資源化に努めたいと考えています。

リサイクルセンターは、同じく平成 28 年度のごみ量目標値から 25 t / 日としました。

ペットボトル圧縮梱包処理施設とプラスチック圧縮梱包処理施設は、現状のまま使用します。施設の現段階における配置計画は、計画書の p.13 に記載の通りです。

なお、事業区域については、前回の審査会でご質問を頂きましたので、既存施設との関係について後ほどご説明します。

ごみ搬出車両の主なルートは、計画書 p.15 に記載した通り、主要地方道大津能登川長浜線と草津市道を走行し、施設南側から出入りする計画です。

次に、前回の審査会でのご意見について、補足資料を作成しましたので、別添の資料 5 をご覧ください。

資料 p. 1 ~ 2 については、現在の焼却施設からの排ガスデータを表にしたものです。前回は、最近 10 年程度の平均値を説明しましたが、年度別の数値については、一覧表にしたものを掲載しました。

資料 p. 3 ~ 4 は、土壌深部調査に関することです。過去の地下水調査により、環境基準以下ではあるものの、トリクロロエチレンが検出されていることから、土壌深部調査についての考え方です。

事業計画では、ごみピットを設置する部分において、最大深度約 20m の掘削を考えています。既存資料では、地下水の自然水位は約 27m ですが、確認のため土壌調査を実施します。

資料 p. 5 につきましては、引き続き使用する既存施設、また、廃止する施設があることから、新旧施設の対比表を用意しました。

また、先ほどの事業区域ですが、既存施設のあるプラスチック圧縮梱包処理施設およびペットボトル圧縮梱包処理施設の設置場所を事業区域として含め、資料 p.4 にその範囲を示しました。

資料 p. 6 ~ 8 は、伝承文化および文化財の状況を示しています。前回の審査会において、土地の履歴を確認し、事業予定地が水田であったのであれば、試掘調査の要否について文化財担当課と協議すべきというご意見を頂きましたので、土地の履歴を確認しました。資料 p.7 に大正 6 年、昭和 41 年の地図、資料 p. 8 に明治 25 年、昭和 47 年の地図を載せていますが、これらの地図から事業予定地が水田であったことがわかります。このため、市の教育委員会の文化財担当課と協議したところ、試掘を行うということで協議が整いました。

次に、住民意見の中で、現施設に関することや地域への説明に関する事項が一部ありましたので、事業者である草津市の立場として状況を説明します。

住民意見は、いずれも隣接した大津市域の方からのもので、3 件でした。その中で、現施設に関する記述は次の 2 点でした。

1 点目は、「プラスチックを燃やしたような臭いがする」ということ、2 点目は、「燃えかすのような黒い物が近くに落ちていた」ということです。この 2 点については、現施設では、プラスチックごみ類は一切燃やしていないということで、燃える臭いのもととは現施設ではないということ。

次に、バグフィルターを通り抜けて、黒い燃えかすのような固形物が排出されることは、ごみ焼却施設の構造からあり得ないだろうということです。

このように、2 点については、現実と異なりますので、現施設への誤解を解くために、現施設の設備および運転状況を当該意見者に、草津市立クリーンセンターの職員と市の環境課の職員で説明に行って頂きました。

その結果、今後同様の事象があった場合は、当該意見者に発生した時間等を記録頂くほか、市の環境課と連携して対応することとしました。

また、地域への説明についてですが、環境影響評価の手続きに入る前の段階で、草津市をはじめ、隣接する栗東市、大津市の学区、地区の自治連合会、あるいは、栗東市の荒張地区の山林の多くを管理されている山林事務所および立命館大学への説明を済ませています。各町内会の総会等で説明がされ、おおむね異論がなく、了承されたものと考えています。特に大津市の青山学区については、更新予定地が住宅地に隣接していることから、2度にわたり説明をさせて頂き、町内会単位で、「再度お聞きしたいということであれば、お申し出ください。」というご案内をしています。

ただ、施設の仕様が定まっていないこの時点で、町内会からのご要望や、自治連会長からのご要望が特にないので、今の段階では手続きを進めていただいてよい、ということでしたので、各個別に説明会を開くには至らなかった状況です。今後要望があれば、対応していきたいというスタンスに変わりはありません。

以上、簡単ですが、事業計画の概要と住民意見や地域への説明に関する説明を終わります。

(委員) ありがとうございます。

今の説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

(委員) 市の教育委員会と協議して試掘されるとのことに関連して質問します。資料 p.4 の図を見ると、深度 20m ぐらいまで土壌調査を実施されるとのことですが、これはボーリング調査なのか、重機を使用する調査なのか、どちらでしょうか。

(事業者) 土壌調査はボーリング調査です。文化財の試掘調査は、重機で実際に何ポイントか掘ります。

(委員) と言うことは、深度 20m までの掘削は、重機で広い範囲を行うということではないのですね。

(事業者) 土壌調査のために重機で広範囲を掘削する訳ではありません。

(委員) 今の質問に関連してお聞きします。ごみピット以外の部分は掘削しないのでしょうか。

(事業者) ごみピット以外の部分にも建物を建てたりしますが、通常の基礎を入れる程度の掘削しか行わないと思いますので、最も深く掘削するごみピットの部分で深度方向の土壌調査を追加することとしました。

(委員) 資料 p.3 に、ピットの大きさに関する計算結果が記載されています。掘削深度が 20m という数字は、断面積と保管すべきごみの量から算出したごみピットの深さが根拠となっているのでしょうか。

(事業者) あくまでも仮定ですが、ごみピットの深さが 17.6m で、その下に基礎を入れるので、2m くらいは余分に掘削する必要があると考え 20m としました。

(委員) 今回追加する土壌の調査については、資料に記載された 2 地点で、ボーリングして土壌を分析するということですね。

(事業者) そうです。

(委員) 他にご質問はあるでしょうか。

ないようでしたら、次の議題である審査会意見(案)についての審議に入ります。

[事務局が、当該計画書に対する審査会意見(案)(資料1-2)について説明]

(委員) 事務局からの審査会意見(案)について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

(委員) 伝承文化に関しては、意見28に、聞き取りによる調査をすべき旨が記載されていますが、市史の編さんの際に、各地域で集落、神社、寺院や自然史に関する事等について、悉皆調査をされていると思いますので、そのような調査の有無について、文化財の担当課に確認し、調査に活用することを追加して頂けませんでしょうか。

(事務局) それでは、聞き取り調査のほか、「市史等の既存の資料を活用する」事について文言を追加させて頂きたいと思います。

(委員) 意見22に、「土壌調査の実施に際して、地下水の存在が認められる場合は、地下水の流向および水質についても把握し」とありますが、この地下水の調査は、先ほどの事業者の説明にあった深度20mのボーリング調査の際に、地下水の存在が認められた時に行うということでしょうか。

(事務局) そうです。

(委員) 事業者の計画では、ボーリングは何ヶ所でしょうか。

(事務局) 2ヶ所です。

(委員) 2ヶ所で流向まで含めての調査が可能なのでしょうか。

(事務局) 最終は事業者の方で検討して頂くこととなりますが、土壌汚染対策の分野で実施される手法としては2つの方法を承知しています。一つは、ボーリング孔に温度の変化を感知するセンサーを入れて、地下水の流向を推測する方法、もう一つは、最低3ヶ所での地下水位から流向を確認する方法です。ただし、後者は、3ヶ所の地下水位を確認する必要がありますので、既存の井戸を活用する等の工夫が必要だと思います。

しかし、土壌自体が特に問題がないのであれば、地下水の流向を詳細に確認する必要もないと思いますので、地下水に関して求められる調査のレベルは状況に応じて変わるのではないかと思います。

(委員) 今の質問に関連しますが、意見22の地下水調査の対象には、「環境基準以下ながらトリクロロエチレンが検出されている」既存井戸の地下水は含まれないということでしょうか。

(事務局) 審査会意見(案)としては、既存井戸の地下水まで対象としておりません。それは既存井戸を含む付近の井戸を定期的に県が調査し、その結果を協力者の事業者(井戸の所有者)にも通知しているためです。また、環境白書として取りまとめられ、一般の方にも概要をお示しています。

(委員) 既存の井戸が事業予定地内のどこにあるのかわかりませんが、現に地下水の状況を把握できるような場所があるのであれば、地下水調査の対象としてもよいのではないのでしょうか。

(事務局) 審査会意見に、既存井戸の地下水調査を実施すべきとの内容を盛り込むべきということですね。

(委員) そうです。工事現場の建設機械からのオイル漏れの事故等も想定されますので、土地の形質を変更する際、定期的に調査をしてはどうかと思います。

(事務局) わかりました。土壌・地下水汚染に加えて、工事中の環境管理の意味合いも含めて、既存井戸の地下水調査についての内容を追加させて頂きたいと思います。

(委員) 井戸はどの辺りにあるのでしょうか。

(事業者) 井戸は、事業予定地の一番北側、敷地が三角になっている部分の先端付近にあり、深さは106mです。

(委員) 使用目的は何でしょうか。

(事務局) 現在は、冷却用の地下水を汲み上げています。

(委員) ボーリングの際に地下水が認められない場合もある訳ですし、環境管理の意味合いもありますので、既存井戸の水質も調査すべきという意見に修正した方が、よりよいと思います。

(事務局) わかりました。深さ100mぐらいの深さですが、工事により土地が改変されることにより、現状の地下水に変化が起こる可能性もゼロではないと思いますので、既存井戸の地下水調査を実施すべきとの内容を追加させて頂きます。

(委員) 動物に関する意見24に記載の定点観察法については、もう少し具体的に調査対象を絞るべきとの意見になっています。計画書では、「鳥類調査の結果、猛禽類が見つかった場合は、さらに猛禽類調査を行うこと」と記載されています。猛禽類に関する調査を平行して実施しておかないと、鳥類調査の結果後に改めて猛禽類調査が必要となったり、生態系の予測評価が必要となったりすることが起こる可能性があり、追加調査に多くの時間と手間がかかることが考えられます。このため、猛禽類については、一般の鳥類と同時に把握しておいたほうがよいという主旨で、前回の審査会で意見を述べました。したがって、「定点観察法について、対象とする鳥類を定め」という不確実な表現ではなく、「定点観察法については、猛禽類の生息状況を把握するために」と、具体的に指示した方がよい

と思います。

(事務局)分かりました。

(委員)他にご意見、ご指摘はありますか。ないようであれば、審査会意見の字句修正については、会長にお任せ頂くこととし、本件に係る審査を終了したいと思います。

議題(2)について

[事務局が、当該準備書に対する審査会意見(案)(資料6-2)について説明]

(委員)文化財についての意見34ですが、「工事開始後、埋蔵文化財等が発見された場合の対応について、請負業者等に対しても周知徹底すること」の記載では、請負業者に何を周知徹底するのかが分かりません。また、埋蔵文化財が発見されたときには、「速やかに天津市教育委員会に報告し、指導を受ける」ことも非常に重要です。したがって、意見としては、第1回目の審査会の要点を整理された、資料7の1-32と同様の内容にして頂きたいと思います。

(事務局)天津市への報告は当然のことだと思い省略しましたが、周知徹底する目的語が抜けておりますので修正させていただきます。

(委員)大気に関する意見9ですが、天津市長の意見をさらに反映するため、原文の「その対策を検討すること」を、「その対策およびその処理について検討すること」としてはいかがでしょうか。

天津市長の意見では、工事車両のタイヤに付着した土砂が粉じん発生の原因になるため、粉じんの対策だけでなく、タイヤの洗浄水の処理を含めた対策が必要であることが記載されていますが、原文には洗浄水の話が記載されていません。

また、水質に関する意見13には、工事濁水に関する事項が盛り込まれていますが、出水時に限定しており、日常の工事期間を含めない書き方になっていますので、意見9に、水質という言葉掲げずに、「処理」という言葉を追加してはどうかと思います。

(事務局)大気に関する項目で水質の意見を述べるとバランスの問題があると考えたこと、また水質に関する意見13をかなり分厚い意見としたことから、意見9にはタイヤの洗浄水に関する事項は盛り込みませんでした。

しかし、粉じん対策に付随する水質等の処理についても、はっきり記載すべきだと思いますので、ご提案の通り修正したいと思います。

(委員)事業予定地に法面が崩壊している場所があることに関する意見5についてです。

第2回目の審査会で、事業者から今後の取り扱いに関しての考え方について説明がありました。法面の安定化を図るため傾斜を緩くするが、その一方で、保全対策を検討している放棄水田が近接しており、両方のバランスを考える必要があるとのことでした。

事業者の説明の通り、放棄水田での保全対策に配慮することも重要ですので、意見5には反映して頂ければと思います。

(事務局) 法面を保護することは当然であるが、その近傍にある放棄水田の保全対策との兼ね合いも考えるべきであるとのことご意見だと思しますので、意見5にそのことを盛り込みたいと思います。

(委員) 一般の目線での意見になりますが、事業予定地は、自然の豊かなところであり、開発面積も広いため、審査会意見(案)には動植物に関係する意見が多く掲げられていると思います。

そのことの集約が最初に掲げられている意見1になると思しますので、事業予定地は自然豊かなところであるため、動植物に関する保全対策を施設の供用後もしっかりやっていく必要があること、またその効果を検証していく必要があることを盛り込めないでしょうか。

(事業者) 今のご指摘のうち、効果の検証については、前回の審査会において、工事期間中については工事業者が責任を持って実施するとの説明がありました。このため、意見19に、事業予定地北側の放棄水田での保全対策は、長期的な対応を含めて検討すべきことを盛り込んでおりますので、事業者において一定の対応が行われると思います。

しかし、事業予定地とその周辺が、生態系豊かな場所であること、あらかじめ計画している環境保全措置以外にも一層取り組む必要があることについては、意見1にしっかり反映したいと思います。

(委員) 全ての項目に費用をかけて、対策しろというのではなく、本当に必要な対策を効果的に行って頂き、地域の自然に少しでも近づけるよう努めて頂きたいと思います。

(委員) 今の話については同感です。事業予定地に人の手が入っていたときは、生物多様性の豊かな里山環境だったと思います。それが、ヒノキの密植後、間伐もされずに、ひどい状態になっています。

今回の事業計画では事業予定地の大部分が改変されるのですが、改変区域の周囲に存在する手付かずになっている人工林を間伐等の手入れ等により、植生環境を改良することによって、生物多様性が豊かな自然環境を再生することを目標にして頂ければ、非常にありがたいと思います。

(委員) 今の議論を聞いていて、「里山環境」がキーワードになるのではないかと気がしました。

意見1が全体に関する意見になると思しますので、「里山」と言う言葉は意見2ではなく、意見1に持ってきた方がよいと感じました。

(事務局) 今のご意見をもとに修正したいと思います。

(委員) 他にご意見、ご指摘はありますか。ないようであれば、審査会意見の字句修正については、会長にお任せ頂くこととし、本件に係る審査を終了したいと思います。

(審 査 会 終 了)